

# 憲法 解説レジュメ

## 1. 総論

法人（団体）と個人との関係が問題となる場面は、様々な著名判例がありながら、いわゆる私人間効力の問題もからみ、それら判例を統合的に理解することが困難となっている。司法試験および予備試験では、主要判例の理解を前提として、その判例の射程を暗に問う問題が出題されている。今回は、本問の検討を通して、団体と個人の紛争を調整する主要判例群を対比・類型化しつつ、当該事案に即した判断枠組みを選択・展開するに必要な基本的知識を整理・確認することを主眼とする。本問は、自治会における寄附金等徴収のための会費増額決議の効力が問題となった裁判例（大阪高判平成19・8・24判時1992号72頁）をベースとして、一部を簡略・改変したものである。

## 2. 主要判例の類型的理解

### (1) 3つの類型

法人（団体）と個人との関係が憲法上問題となる場面については、次のような3つ類型に分けることができるとされている。第1類型は、団体が個人を代表（代位）して国家に対して「人権」を主張する場合、第2類型は、私人（団体）と私人（個人）との間で「人権」を調整することが必要な場合、第3類型は、団体の紀律権と団体構成員の「人権」が衝突する場合である（高橋90頁以下、青井・山本247頁以下参照）。

### (2) 団体による「人権」の代位—第1類型

第1類型は、例えば、宗教団体が信教の自由を主張する場合（オウム真理教解散命令事件：最判平成8・1・30民集50巻1号199頁 百選I42）、報道機関が報道の自由を主張する場合（博多駅事件：最大判昭和44・11・26刑集23巻11号1490頁 百選I78）などがある。法人（団体）固有の人権主体性が認められるかについては諸説あり、八幡製鉄事件（最大判昭和45・6・24民集24巻6号625頁 百選I9）は、「憲法第3章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべき」と判示し、これは一般に、法人の人権享有主体性について概括的に述べたものと位置付けられる。

しかし、近時は、この判示部分は、事件の解決とは直接関係をもたない「傍論」に止まり、団体は人権を主張しうるが、それはあくまで構成員の人権を代表（代位）してのものにすぎない

いという見解（高橋91頁）が有力である。その見解によれば、八幡製鉄事件は、下記のように、第3類型のうちの任意加入団体（株式会社）と構成員（株主）とが衝突したケースと位置づけることができるだろう。

### （3）私人と私人の間での「人権」—第2類型

第2類型は、私人としての法人（団体）と、その構成員でない外部の個人の「人権」との調整が必要とする場合であり、いわゆる私人間効力が問題となる類型である。会社側の「営業の自由（契約の自由）」と、被雇用者の「思想・良心の自由」との調整について、三菱樹脂事件判決（最大判昭和48・12・12民集27巻11号1536頁 百選I10）は、憲法19条は「もっぱら国または公共団体と個人との関係を規律する」ものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではないとし、私人間における各人の「自由と平等の権利」の対立の調整は私的自治の原則に委ねられ、「ただ、一方の他方に対する侵害の態様、程度が社会的に許容しうる一定の限界を超える場合にのみ、法がこれに介入しその間の調整をはかり、また「場合によっては、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって」適切な調整を図るべきことを判示する。

この判示部分を、通説のように間接適用説を採用したと解するか、無適用説と読むか（高橋105頁）はともかくとして、私人間の人権の調整は民法の一般規定の解釈を通じて行いうることを示したものと見える。それは、女子若年定年規定の効力が問題となった日産自動車事件（最判昭和56・3・24民集35巻2号300頁 百選I12）も同様である。ここでは、株式会社の構成員とは法的には「株主」であって、従業員（被雇用者）は、法人と契約関係（雇用等）のある外部の私人となることに注意が必要である。

### （4）団体の紀律権と構成員の「人権」—第3類型

第3類型については、さらに、当該団体が、①任意加入団体の場合と、②強制加入団体である場合に分類することができる。

上記のように、八幡製鉄事件を、国家と会社が対立しているのではなく、会社とその構成員たる株主が対立したケースと捉えたとすると、①の場合にあたるものと見える。会社の取締役決議に基づく会社（代表取締役）の自由民主党に対する政治献金という行為（代表取締役の権限の行使であり紀律権の行使とは異なるが）が、株主の思想・良心の自由、政治活動の自由と抵触しうる場面であるが、下記のように、②の場合である南九州税理士会事件（最判平成8・3・19民集50巻3号615頁 百選I39）等のように、構成員の思想・良心の自由が配慮されず、二段階審査もされることなく、単に、会社の「目的の範囲内」（民法34条）が、定款上の「鉄鋼の製造及び販売」に限られるものでなく「会社に、社会通念上、期待ないし要請されるもの」にも及ぶことが認定されている。これは、株式会社が脱退（株式の売却）自由の任意加入団体であること、また取締役会の決議が株主に何ら法的義務を課すものでないという事

案の違いが反映したものと説明される（横大道ほか28頁）。

一方で、②の強制加入団体の場合とされる国労広島地本事件（最判昭和50・11・28民集29巻10号1698頁 百選II150）、南九州税理士事件、群馬司法書士会事件（最判平成14・4・25判時1785号31頁）等では、団体の紀律権と構成員の「人権」との調整する基本的な判断枠組みとして、強制加入団体では構成員に退会の自由が奪われており「その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている」から、通常に私的団体に比して、その会の活動の範囲は厳しく限定されるべきであって、1) 当該団体の「目的の範囲内」（民法34条）の行為といえるか否か、2) 構成員に協力義務を負わせることが公序良俗に反しないか（民法90条）否か、という二段階審査が採用されている。そして、その判断の中で、団体の種類や性格、構成員の人権の性質、具体的な団体の行為とそれにより構成員が受ける不利益の内容、程度、態様等といった諸要素が個別具体的に考慮されることになる。

### 3 団体と構成員—論証の留意点

#### (1) 私人間効力の論証

法人（団体）と構成員が対立する場面は、かたちのうえでは私人間の抗争ではあるが、当該団体の目的の範囲とその許容される行為の限定化において構成員の「思想・良心の自由」等の利益が考慮されているため、いわゆる私人間効力における間接適用的論証は不要となることに注意が必要である。すなわち、構成員の主観的な権利としての「思想・良心の自由」が団体によって侵害されていて、その権利保障を私法の一般条項の解釈に読み込むというのではなく、構成員一般に保障される（憲法上の）利益を念頭において団体の目的とその正当な行為の範囲が決定されるという論理が取られており、こうした論証も「憲法上の主張」とされるのである（曾我部ほか91頁）。

#### (2) 強制団体性

国労広島地本事件では、労働組合について、「組合に加入していることが労働者にとって重要な利益で、組合脱退の自由も事実上大きな制約を受けている」として、事実上の強制団体性を認定している。すなわち、強制加入団体性は、実質的に判断されるべきであって、税理士会や司法書士会などのように法律上の根拠の有無のみでは判断できないことに注意が必要である。「様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている」という点は、税理士会も労働組合も同じだと考えられるのである。

### (3) 団体の「目的の範囲内」の確定

団体の目的の範囲内の行為かどうかの判断にあたっては、当該団体の種類や性格が重要な要素となる。すなわち、会社における目的の範囲内の行為が「定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行する上に直接又は間接に必要な行為であればすべてこれに包含される」のに対して、税理士会は「税理士の使命及び職責にかんがみ、…法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立され」「大蔵大臣の監督に服する」「会社とはその法的性格を異にする法人であって、その目的の範囲については会社と同一に論ずることはできない」（南九州税理士会事件）。団体の本来の直接的な目的でない「+α」部分（政治献金、芸術文化助成等）の把握において、当該団体の性質を考慮した個別具体的な判断が必要となることに注意が必要である。

### (4) 行為の性質、対象—南九州税理士会事件と群馬司法書士会事件との対比

南九州税理士会事件と群馬司法書士会事件は、ともに、a)強制加入団体が、b)特定の寄附目的での会費徴収を決議し、c)構成員に強制するという点で事案を同じくする。ただ、その結論において、一方は違法、他方は適法とされ、また、判断枠組みも微妙に異なる。

群馬司法書士会においては、1)団体の目的の範囲内の行為かどうか、2)会員の協力義務の限界を超えているかどうかを別個に判断する二段階の審査がされ、目的の範囲内であれば、「本件拠出金の調達方法についても、それが公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情がある場合を除き」会員の協力義務を肯定するという構成がとられる。これに対し、南九州税理士会事件は、そもそも目的の範囲内の行為かどうかの判断において、会員の協力義務の限界を超えているかどうかについても判断する、一段階の構成をとっている。

この構成の違いについては、当該寄附の性質、対象の違いが大きいと説明されている（高橋ほかケースブック47頁、横大道ほか37頁）。すなわち、前者は、税理法改正に反対する規制法上の政治団体への政治献金であり、全員一致であっても目的の範囲外で踏み込めない政治的・倫理的問題（「税理法改正に対する賛否」）であったのに対して、後者では、まず、被災した他の司法書士会への寄附行為という性質が法人の目的の範囲内であることが確定され、次に、寄附のための負担金の徴収が構成員の権利・利益（「政治的又は宗教的立場、思想信条の自由」）をどの程度侵害するかを評価し、負担額が公序良俗に反しないか否かが判断されていると解される。

両事件の構成は異なっているが、基本的な判断枠組みや考慮される要素には相異はない。強制加入団体による寄附目的の負担金徴収という稀でないケースにおいては、団体の行為の性質、対象のほか、それにより構成員が受ける不利益の内容、程度、態様等を考慮しながら、両事件の判例の射程を見定めることが必要となる。

## 4 本問の検討

### (1) 本件の類型

本件は、公共団体ではない「地縁による団体」であるY（地方自治法260条の2第6項参照）の総会決議に基づく紀律権と、その構成員である会員Xの「人権」が衝突しているケースであり、上記の3類型のうちの、第2類型（私人としての法人とその外部の個人の「人権」が対立するケース）ではなく、第3類型にあたることを、まずは認識することが必要であろう。したがって、ここで、いわゆる私人間効力の論証を大展開する必要はないことになる。

### (2) 「思想・良心の自由」の制約の認定

そのうえで、Xとしては、権利主張に説得力を持たせるために、自己のいかなる「憲法上の権利」が侵害・制約されているかを主張する必要がある。本問において、Xは、「寄附するか否か、募金するか否かは、本来個人の自由な意思に委ねられるべきものであり、本件決議は、任意に行われるべき寄附や募金を、支払を義務づけられる会費とすることによって強制するものである」と主張していることから、「募金や寄附は個人の任意で行われるべきもの」というXの「思想及び良心の自由」（憲法19条）が侵害・制約されていることを主張するのが率直であろう。また、それをさらに詳細にして「公立小中学校や赤い羽根共同募金はそれぞれ性格の異なる組織であり、個別的に寄附・募金は判断されるべきである」というような思想・良心の制約としてもいいであろう。

ここで、本件決議による会費の徴収によって本件各会に寄附・募金をしたとみなされることが、憲法21条1項で保障されるXの団体参加の自由（結社の自由）を侵害・制約する、あるいは、本件決議に反対して自治会費を払わない会員には退会が求められることから、「居住の自由」（憲法22条1項）の侵害・制約する、と主張することも可能である。しかし、それら制約は、「思想・良心の自由」の制約に比して付随的であり、問題文の誘導にのって余計なことはせず制限時間内に書き切ることが大切となる司法試験及び予備試験の公法系問題においては、論じる必要はないものとする。

そして、本件決議によって募金・寄附が強制されることが、Xの思想・良心の自由に抵触することを、憲法19条の解釈として主張すべきである。この点、憲法19条の「思想及び良心の自由」を「侵してはならない」の意義は、一般的に、①公権力が特定の思想をもつことを強制あるいは禁止すること、②公権力が人の内心にある思想を強制的に告白やこれを推知できるような思想調査行為を行うこと、③特定の思想・良心を有していることを理由に公権力が不利益に取り扱うこと、④ある行為が思想等と不可分に結びつく場合には、当該行為の強制・禁止等を行うこと、を禁止していると解されるところ、本件の募金・寄附の強制は④の場合にあると主張できるであろう。

### (3) 本件の判断枠組み

それでも、本件は、公権力による権利制約の場面ではないから、通常の違憲審査基準を定立することはできない。Xとしては、Yは、地縁に基づく団体であり公的な役割を担っていることから実質的な強制加入団体であること、また、団体の目的が法によって規定されている（地方自治法260条の2第2項1号参照）というその団体の性質、さらに、同業団体間の寄附が問題となった群馬司法書士会事件と異なり、本件各会はそれぞれ性格を異にし、それらに対する募金・寄附は個別に判断されるべき性質のものであること等から、上記の判例に即した二段階審査の判断枠組みを採りつつ、本件が南九州税理士会の判例の射程にあることを主張すべきである。そして、本件各会への強制的な募金・寄附行為は、Yの「目的の範囲」を超えるものであり、本件決議は無効であると結論づけるであろう。

### (4) Xの主張に対する反論

そうしたXの主張に対する反論としては、①Yは、加入率が高く一定の公的サービスを担っていたとしても、脱退・休会が自由な任意加入団体であるから、Xの思想・良心は制約されえないこと、②Yは「地域社会の維持及び形成に資することを目的」とする団体であり、広く地域社会に貢献することが「社会通念上、期待ないし要請される」（八幡製鉄事件）ものであること、③本件各会への募金寄附には政治的・宗教的色彩はなく、また、本件決議によって決定されるのは会費の1000円の増額だけであり、それは、会員の思想等に容喙するものでない等が想定される。

### (5) 私見のポイント

#### 強制団体性

この点は、Yは、対象区域内の1060世帯の約88・6パーセントに当たる939世帯が加入しており、その活動は、市等の公共機関からの配布物の配布、災害時等の協力、清掃、防犯、文化等の各種行事、集会所の提供等極めて広範囲に及んでいた等の事実から、Yは、地域住民が日常生活を送る上において欠かすことができない存在であると評価され、国労広島地本事件と同様の事実上の強制加入団体であるというのが妥当であろう。

#### 団体の性質

地方自治法260条の2によれば、地縁による団体とは「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の良好な地域社会の維持形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」として活動する団体である（同条2項1号）。確かに、Xの主張するように団体の目的が法によって定められるとしても、税理士会のように設立が強制されるものでなく、監督官庁の監督を受けるものでないことから、本来の直接的な目的でない「+α」部分が狭いとはいえないだろう。

## 寄附の性質、会員が受ける不利益

本件各会への寄附・募金は、確かに、政治的・宗教的色彩があるものとはいえないだろう。しかし、本件決議がなされる前の寄附・募金の集金実態をみるに、本件各会ごとに概ね集金に応じた世帯は半数以下であり（約460世帯ないし250世帯）、しかも本件各会ごとに寄附・募金を拠出するかどうかの態度を異にしていた会員がいることから、個別的な価値観に基づき寄附・募集に応じるか否かが判断されていたとみるべきであり、多数決によって一律に寄附・募集を強制することがただちに許容される性質のものではなかったものといえるだろう。

ただし、本件決議による増額分の会費1000円は、Yにおいて他の自治会費6000円とは別に管理し、その全額を、本件各会への寄附金及び募金に充て、翌年度には繰り越さないことが予定されていたという事実をどう評価するかが問題となる。

これをもって、本件決議による会費の増額は、本件各会への募金・寄附という特定の用途を定めた特別会費と実質的に変わらないとすれば、会員の受ける不利益（思想・良心の自由の制約）は小さくないと評価され、南九州税理士会事件の判例の射程が及ぶことになるであろう。逆に、増額分全額が募金・寄附に充てられることが予定されているとしても、それは事実上のことにすぎず、会員は一般会費の納付義務がある以上、会員の不利益は間接的なものにすぎないと評価することも可能である。その場合には、群馬司法書士会事件の判例の射程が及ぶことになるであろう。

## 5 参考文献

高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第2版）』有斐閣

高橋和之（編）安西文雄ほか（著）『ケースブック憲法』有斐閣

青井未帆・山本龍彦『有斐閣ステューディア 憲法Ⅰ 人権』有斐閣

曾我部真裕・赤坂幸一・新井誠・尾形健（編）『憲法論点教室』日本評論社

横大道聡（編著）赤坂幸一ほか（著）『憲法判例の射程』弘文堂

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿（編）『憲法判例百選ⅠⅡ』有斐閣

## 6 参考判例

上記本文参照

以上